

菊池郡市共同企画

# 菊池郡市4市町広報紙読者プレゼント



861-1392  
**菊池市役所 広報係**  
 住所・氏名・年齢

希望の番号とプレゼント名  
 こんなコーナーがあったらいいなあ。など広報に対するご意見や感想をお書きください。

- 応募締切 1月31日(水) 必着
- 当選者発表は、賞品の発送をもってかえさせていただきます。
- 応募多数の場合は抽選で当選者を決定します。

番号	プレゼント名	市町名	当選者数
①	七城温泉ドーム温泉券	菊池市	ペア2組(4枚)×各市町分
②	焼酎「竹迫城」	合志市	1本×各市町分
③	大津温泉岩戸の里入浴券	大津町	ペア2組(4枚)×各市町分
④	さんさんの湯入浴券	菊陽町	ペア2組(4枚)×各市町分

菊池郡市広報紙の共同企画として菊池郡市の各市町から新春のプレゼントがあります。プレゼント希望の人は、官製はがきに必要な事項を書いて応募してください。なお、プレゼントの応募は、1枚のはがきで1つまでとします。多数の皆さんの応募をお待ちしています。  
**問い合わせ先** 情報企画課広報広聴係

## 農業用の機械に使用する 軽油免税手続きを 次の日程で実施します

- 受付日**
- 単独で申請する人 1月22日(月)～1月26日(金)
  - 共同で申請する人 2月2日(金)
- 受付時間**
- 午前9時～午後4時
  - ※ただし、正午から午後1時までを除く。
- 受付場所**
- 熊本県菊池総合庁舎 1階第4会議室
- 必要書類**
- ① 免税軽油使用者証
  - ② 耕作証明書(農業委員会交付)
  - ③ 免税機械の所有・使用証明書(市町村税務課交付)
  - ④ 免税機械の写真(1台につき前後横の写真を1枚づつ)
  - ⑤ 印鑑(法人は実印。個人は認印で可)
  - ⑥ 免税軽油の引取り等に係る報告書(第43号の6の2様式)
  - ⑦ 免税証交付申請書付表1(実績表)
  - ⑧ 免税証交付申請書付表2(販売店証明)
  - ⑨ 未使用の免税証
  - ⑩ 申請者本人を確認する書類
- 注意事項**
- 初めて申請する人は②～⑤、⑩および⑪
  - 免税軽油使用者証の有効期限が平成19年2月28日までの人もしくはそれ以前の人は、①～⑪
  - 免税軽油使用者証の有効期限が平成20年2月28日の人は、①～②および⑤～⑩
  - 免税軽油使用者証の有効期限が平成19年2月28日の人で、免税機械の変更がある人は、①～⑩
  - 新規で申請する人は、必ず本人(法人の場合は代表者)が来局してください。
  - 報告書・付表1および2は必ずペン書きしてください(鉛筆書き不可)。
  - 免税証交付申請書付表2は、必ず販売店の証明印をもらってください。
  - 申請する機械の馬力数を把握しておいてください。



●⑪の県収入証紙は、総合庁舎内の売店で購入できます。  
 ●受付日当日都合が悪い人は、次までご相談ください。  
**問い合わせ先**  
 熊本県菊池地域振興局 税務課課税係  
 ☎(25) 4124 (直通)

### 事業主の皆さんへ 償却資産申告をお願いします

償却資産とは、会社や個人で工場、商店または農業などを経営している人が、その事業のために用いることができる機械・器具・備品などの有形固定資産のことです。  
**申告の内容**

- ① 構築物(広告塔・テナント改装など)
- ② 機械および装置(コンベア・ブルドーザー・農業用機械・施設など)
- ③ 車両および運搬具(フォークリフト・ローラなど。自動車税ならびに軽自動車税の対象)

### 熊本県菊池地域振興局の電話がダイヤルイン(直通電話番号)になりました

菊池地域振興局ではダイヤルイン(直通電話番号)を導入し、直接担当部署に電話がつながるようになりました。各部署の電話番号一覧は、熊本県ホームページをご覧ください。振興局へ直接お尋ねください。



**問い合わせ先**  
 菊池地域振興局総務振興課総務調整班  
 ☎(25) 4283 (直通)

### ○家屋の解体届の提出は 早めにお願ひします

平成19年度の固定資産税の基準日は、平成19年1月1日です。家屋を解体し、建物滅失登記をしない場合や、未登記建物の所有権が移転している場合は、届出書の提出をお願いします。手続きを済まされないと誤って課税される場合があります。届出書や添付書類などの詳細は、次までお問い合わせください。  
**問い合わせ先**  
 税務課固定資産税係

### 平成21年 裁判員制度が始まります

裁判員制度とは、国民の皆さんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、裁判員と裁判官が1つのチームになって被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。裁判なんて関係ないと思っていませんか?  
 熊本県内では、選挙権のある人約830人に1人の人に「裁判員候補者」として裁判所に来てもらうこととなります。  
 裁判員や裁判員候補者に選ばれたときは、国民の代表としての協力をお願いします。  
 裁判員制度に関する詳しい情報は、裁判員制度ホームページ(<http://www.saibanin.courts.go.jp>)をご覧ください。

### 給与所得者の確定申告

給与所得者の所得税は、毎月の給料や賞与から源泉徴収され、その年の最後の給料や賞与の支払時に行われる「年末調整」によって精算されます。よって、大部分の給与所得者は、改めて確定申告をする必要はありません。

また、確定申告書の作成に当たっては、「所得税の確定申告の手引き」をご利用いただくとともに、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただく簡単に作成できます。

さらに、e-Taxをご利用いただく自宅や事業所からインターネットを経由して申告書を送信することができ、(事前に手続きが必要となります)。

申告書作成に当たって不明な点は、最寄りの税務署にお気軽にお尋ねください。  
 e-Taxホームページ  
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

**問い合わせ先**  
 菊池税務署  
 ☎(25) 2121

**問い合わせ先**  
 熊本地方裁判所総務課  
 ☎096(325)2121  
 内線522



### 1月の「税」の納期限

- 問い合わせ先 税務課
- 国民健康保険税第7期
  - 固定資産税随時2期
- ※口座振替を利用している人は、1月25日(木)に振替を行いますので、残高の確認をお願いします。